

# 兵庫県公報

令和8年4月7日 火曜日 第708号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急医療機関の認定（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	14
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	14
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	18
○ 都市再生特別措置法第109条の3の規定による都市計画事業の認可（都市計画課）	19
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	20
<b>公 告</b>	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	21
○ 令和9年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施（林務課）	21
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	28
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	29
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示	30
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	31
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	38

## 告 示

### 兵庫県告示第368号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1の医療機関を救急病院、2の医療機関を救急診療所と認定した。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1 | 名 称     | 医療法人協和会 協立記念病院 |
|   | 所在地     | 川西市平野1丁目39番1号  |
|   | 認定年月日   | 令和8年4月1日       |
|   | 認定の有効期限 | 令和11年3月31日     |
| 2 | 名 称     | 第2西原クリニック      |
|   | 所在地     | 伊丹市野間8-5-10    |
|   | 認定年月日   | 令和8年2月19日      |
|   | 認定の有効期限 | 令和11年2月18日     |



### 兵庫県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
五斗長土地改良区	令和8年2月24日



**兵庫県告示第370号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 美方郡香美町村岡区大糠字カナツノ488、488の1、489、490
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 美方郡香美町村岡区高井字三ノ谷165、字蛇雨326、329、村岡区相田字相田谷287の3
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 美方郡香美町村岡区熊波字コチ谷17から24まで、32、33、39、40、45から47まで、51から54まで、字丸山69から76まで、78から84まで、字ウバ谷175、176、178から184まで、190、192から194まで
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第371号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県資源管理方針

#### 第1 資源管理に関する基本的な事項

##### 1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

##### 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

#### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

##### 1 定義

###### (1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

###### (2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

##### 2 知事管理区分に定める事項

###### (1) 水域

###### (2) 対象とする漁業

###### (3) 漁獲可能期間

#### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

##### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

##### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

##### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせで資源管理を行う。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

## 第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-11べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3-1まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3-8ひらめ瀬戸内海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1）

### 第1 特定水産資源

まあじ

### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類      | 漁獲努力量  |
|------------|--------|
| まあじを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類       | 漁獲努力量  |
|-------------|--------|
| まいわしを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(以下「するめいかを採捕する漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類        | 漁獲努力量  |
|--------------|--------|
| するめいかを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。  
ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を  
超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分  
し、残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配  
分（小数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、2割を本県の留保枠とし、残り  
の8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うこ  
とも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管  
理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断  
する。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条  
第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第1項第1号の漁業若しくは太平洋広域漁業調整委員  
会指示又は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業のうち、兵庫県瀬戸  
内海沿海市町に住所又は主たる事務所その他事業所の所在地がある者が行う漁業。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限  
は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に  
規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という）は参入しない。）とする。

2 兵庫県その他沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は参入しない。）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、3割を本県の留保枠とし、残りの7割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

| 管理区分       | 比率  |
|------------|-----|
| 兵庫県くろまぐろ漁業 | 8.4 |
| 兵庫県その他沿岸漁業 | 5.3 |

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びびごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びびごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びびごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（以下「まさば及びびごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びびごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びびごまさば対馬暖流系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁

獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類             | 漁獲努力量  |
|-------------------|--------|
| まさば及びびごまさばを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海的水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海的水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う瀬戸内海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-10）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県ぶり漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

（別紙1-11）

第1 特定水産資源

- べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
兵庫県日本海べにずわいがに漁業
- (1) 知事管理区分を構成する事項
- ① 水域  
②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う日本海の水域
- ② 対象とする漁業  
兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を兵庫県日本海べにずわいがに漁業区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし
- 第5 その他資源管理に関する事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。  
(別紙3-1)
- 第1 水産資源  
まだい瀬戸内海東部系群
- 第2 資源管理の方向性  
国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。  
なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。  
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要な事項  
特になし  
(別紙3-2)
- 第1 水産資源  
いかなご瀬戸内海東部系群
- 第2 資源管理の方向性  
国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。  
なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。  
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-3)

第1 水産資源

しらす(瀬戸内海兵庫県周辺海域(かたぐちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。))

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間(2016~2020年)のCPU水準付近(226.22~266.14キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(2) しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

たちうお(瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近5年間(2016~2020年)のCPU水準付近(2.03~2.39キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準付近を維持する。

| 漁業種類       | 直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準 |
|------------|--------------------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 6.69～7.88kg/隻日           |
| たこつぼ漁業     | 10.51～12.36kg/隻日         |
| せん漁業       | 4.43～5.21kg/隻日           |

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-7）

第1 水産資源

はも（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準付近を維持する。

| 漁業種類       | 直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準 |
|------------|--------------------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 8.27～9.73kg/隻日           |
| はえ縄漁業      | 39.88～46.92kg/隻日         |

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-8）

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124

条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし



兵庫県告示第372号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加 入 区 |                                                                   | 同意成立年月日   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| 区 域 名 | 区 分                                                               |           |
| 沼島区域  | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                 | 令和8年3月19日 |
| 由良町区域 | のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                  | 令和8年3月19日 |
| 塩田区域  | 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業 | 令和8年3月19日 |
| 塩田区域  | 船びき網を使用して営む漁業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業          | 令和8年3月19日 |



兵庫県告示第373号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ホテルニューアワジ  
洲本市小路谷20番地  
代表取締役 木下 学
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
HNA新館  
洲本市小路谷5番地1
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                         |                           |               |         |                     |         |
|---------------------------------------------------------|---------------------------|---------------|---------|---------------------|---------|
| 種                                                       | 類                         | 66の3号イ ちゅう房施設 |         | 66の3号ハ 入浴施設 (No. 1) |         |
| 能                                                       | 力                         | 200食/日        |         | 容量1.6m <sup>3</sup> |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                       |                           | 許可後           |         | 既 設                 |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                       |                           | 着手後12箇月       |         | 既 設                 |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                       |                           | 完成後           |         | 許可後                 |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                     |                           | 7時～21時 8時間    |         | 24時間連続              |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                           |                           | なし            |         | 同 左                 |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 <sup>りょう</sup> の値及び最大の値 | 区 分                       | 通常            | 最大      | 通常                  | 最大      |
|                                                         | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)   | 5.8～8.6       | 5.8～8.6 | 5.8～8.6             | 5.8～8.6 |
|                                                         | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 300           | 300     | 15                  | 15      |
|                                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)     | 100           | 100     | 10                  | 10      |
|                                                         | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)    | 400           | 400     | 30                  | 30      |
|                                                         | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)    | 40            | 40      | 10                  | 10      |
|                                                         | 磷 含 有 量<br>(単位 mg/L)      | 8             | 8       | 1                   | 1       |
|                                                         | ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)   | —             | —       | 6                   | 6       |
|                                                         | ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)   | —             | —       | 60                  | 60      |
|                                                         | 大 腸 菌 数<br>(単位 CFU/100mL) | —             | —       | 0                   | 30以下    |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有<br>(単位 mg/L)                             | 50                        | 50            | —       | —                   |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)        |                           | 42.3          | 42.3    | 1.6                 | 1.6     |

|                          |         |                           |         |                         |         |
|--------------------------|---------|---------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 66の3号ハ 入浴施設<br>(No. 2～4) |         | 66の3号ハ 入浴施設<br>(No. 5～24) |         | 66の3号ハ 入浴施設<br>(No. 25) |         |
| 容量1.4m <sup>3</sup>      |         | 容量0.9m <sup>3</sup>       |         | 容量11.6m <sup>3</sup>    |         |
| 同 左                      |         | 許可後                       |         | 同 左                     |         |
| 同 左                      |         | 着手後12箇月                   |         | 同 左                     |         |
| 同 左                      |         | 完成後                       |         | 同 左                     |         |
| 同 左                      |         | 同 左                       |         | 同 左                     |         |
| 同 左                      |         | 同 左                       |         | 同 左                     |         |
| 通常                       | 最大      | 通常                        | 最大      | 通常                      | 最大      |
| 5.8～8.6                  | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                   | 5.8～8.6 | 5.8～8.6                 | 5.8～8.6 |
| 15                       | 15      | 15                        | 15      | 15                      | 15      |
| 10                       | 10      | 10                        | 10      | 10                      | 10      |
| 30                       | 30      | 30                        | 30      | 30                      | 30      |
| 10                       | 10      | 10                        | 10      | 10                      | 10      |
| 1                        | 1       | 1                         | 1       | 1                       | 1       |
| 6                        | 6       | 6                         | 6       | 6                       | 6       |
| 60                       | 60      | 60                        | 60      | 60                      | 60      |
| 0                        | 30以下    | 0                         | 30以下    | 0                       | 30以下    |
| —                        | —       | —                         | —       | —                       | —       |
| 1.4/基                    | 1.4/基   | 0.9/基                     | 0.9/基   | 11.6                    | 11.6    |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種                                               | 類                            | A 浄化槽                |                 |                 |                 | B 温泉排水沈殿槽             |                 |                 |                 |
|-------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 変更前後の区分                                         |                              | 新設                   |                 |                 |                 | 新設                    |                 |                 |                 |
| 型                                               | 式                            | FN2F型                |                 |                 |                 | T232型                 |                 |                 |                 |
| 構                                               | 造                            | FRP製                 |                 |                 |                 | FRP製                  |                 |                 |                 |
| 主要寸法                                            |                              | 16,270×6,250×3,390mm |                 |                 |                 | 2,500×2,500×3,140mm   |                 |                 |                 |
| 能力                                              |                              | 75m <sup>3</sup> /日  |                 |                 |                 | 29.6m <sup>3</sup> /日 |                 |                 |                 |
| 汚水等の処理方式                                        |                              | 凝集剤添加膜分離活性汚泥方式       |                 |                 |                 | 沈殿分離+吸着ろ過             |                 |                 |                 |
| 工事着手予定年月日                                       |                              | 許可後                  |                 |                 |                 | 同左                    |                 |                 |                 |
| 工事完成予定年月日                                       |                              | 着手後12箇月              |                 |                 |                 | 同左                    |                 |                 |                 |
| 使用開始予定年月日                                       |                              | 完成後                  |                 |                 |                 | 同左                    |                 |                 |                 |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                              | 24時間連続               |                 |                 |                 | 同左                    |                 |                 |                 |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   |                              | なし                   |                 |                 |                 | 同左                    |                 |                 |                 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分                          | 処理前                  |                 | 処理後             |                 | 処理前                   |                 | 処理後             |                 |
|                                                 |                              | 通常                   | 最大              | 通常              | 最大              | 通常                    | 最大              | 通常              | 最大              |
|                                                 | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 5.8<br>～<br>8.6      | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6       | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 200                  | 200             | 5               | 5               | 15                    | 15              | 8               | 8               |
|                                                 | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 100                  | 100             | 10              | 10              | 10                    | 10              | 5               | 5               |
|                                                 | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 250                  | 250             | 5               | 5               | 30                    | 30              | 11              | 11              |
|                                                 | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 40                   | 40              | 10              | 10              | 10                    | 10              | 9               | 9               |
|                                                 | リン含有量<br>(単位 mg/L)           | 5                    | 5               | 0.5             | 0.5             | 1                     | 1               | 0.9             | 0.9             |
|                                                 | 大腸菌数<br>(単位 CFU/100mL)       | 無数                   | 無数              | 0               | 30以下            | 0                     | 30以下            | 0               | 30以下            |
|                                                 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 50                   | 50              | 5               | 5               | —                     | —               | —               | —               |
|                                                 | ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)      | —                    | —               | —               | —               | 6                     | 6               | 6               | 6               |
|                                                 | ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)      | —                    | —               | —               | —               | 60                    | 60              | 60              | 60              |

|                                                                        |    |    |    |    |      |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|------|------|------|------|
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常<br>の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 75 | 75 | 75 | 75 | 29.6 | 29.9 | 29.6 | 29.6 |
|------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|------|------|------|------|

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 排水口名                           |    | No. 1   | No. 5   | No. 2～4、<br>6～9 |
|--------------------------------|----|---------|---------|-----------------|
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日)  | 通常 | 104.6   | 5.8     | 雨水専用            |
|                                | 最大 | 104.6   | 29.8    |                 |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)              | 通常 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |                 |
|                                | 最大 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |                 |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 通常 | 6       | 15      |                 |
|                                | 最大 | 6       | 15      |                 |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)          | 通常 | 9       | 10      |                 |
|                                | 最大 | 9       | 10      |                 |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)              | 通常 | 7       | 30      |                 |
|                                | 最大 | 7       | 30      |                 |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 10      | 10      |                 |
|                                | 最大 | 10      | 10      |                 |
| <sup>リン</sup> 含有量<br>(単位 mg/L) | 通常 | 1       | 1       |                 |
|                                | 最大 | 1       | 1       |                 |
| ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)        | 通常 | 2       | 6       |                 |
|                                | 最大 | 2       | 6       |                 |
| ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)        | 通常 | 20      | 60      |                 |
|                                | 最大 | 20      | 60      |                 |
| 大腸菌数<br>(単位 CFU/100mL)         | 通常 | 0       | 0       |                 |
|                                | 最大 | 30以下    | 30以下    |                 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)   | 通常 | 4       | —       |                 |
|                                | 最大 | 4       | —       |                 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年4月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び洲本市市民生活部生活環境課



兵庫県告示第374号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
令和7年5月23日兵庫県告示第437号により指定した区域（加古郡稲美町国岡字小池ノ内260番1の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



**兵庫県告示第375号**

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、令和8年4月7日に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による認可があったものとみなされた都市計画事業は、次のとおりである。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
播磨町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - 東播都市計画道路事業
    - 3.4.440号 土山新島線
    - 3.5.442号 大中二見線
    - 3.4.940号 浜幹線
  - 東播都市計画公園事業
    - 2.2.4001号 向ヶ池公園
    - 2.2.4002号 城西公園
    - 2.2.4003号 城東公園
    - 2.2.4004号 平松公園
    - 2.2.4005号 宮の裏公園
    - 2.2.4007号 鹿ノ川公園
    - 2.2.4009号 瓜生公園
    - 2.2.4010号 大西東公園
    - 2.2.4015号 水田川西公園
    - 2.2.4017号 宮北公園
    - 2.2.4018号 古田西公園
    - 2.2.4021号 二子北公園
    - 3.3.401号 蓮池公園
    - 3.3.402号 石ヶ池公園
    - 4.4.401号 浜田公園
    - 4.4.402号 新島中央公園
    - 4.4.403号 大中遺跡公園
  - 東播都市計画緑地事業
    - 2号緑地 であいのみち
- 3 事業施行期間
  - 東播都市計画道路事業  
令和8年4月7日から令和14年3月31日まで
  - 東播都市計画公園事業  
令和8年4月7日から令和14年3月31日まで
  - 東播都市計画緑地事業  
令和8年4月7日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

東播都市計画道路事業

- 3. 4. 440号 土山新島線 播磨町北野添2丁目地内
- 3. 5. 442号 大中二見線 播磨町北野添1丁目及び西野添4丁目地内
- 3. 4. 940号 浜幹線 播磨町宮北2丁目、東本荘1丁目、北本荘1丁目、北本荘4丁目及び北本荘5丁目地内

東播都市計画公園事業

- 2. 2. 4001号 向ヶ池公園 播磨町東本荘1丁目地内
- 2. 2. 4002号 城西公園 播磨町野添城2丁目地内
- 2. 2. 4003号 城東公園 播磨町野添城1丁目地内
- 2. 2. 4004号 平松公園 播磨町北本荘3丁目地内
- 2. 2. 4005号 宮の裏公園 播磨町上野添2丁目地内
- 2. 2. 4007号 鹿ノ川公園 播磨町西野添1丁目地内
- 2. 2. 4009号 瓜生公園 播磨町西野添2丁目地内
- 2. 2. 4010号 大西東公園 播磨町西野添3丁目地内
- 2. 2. 4015号 水田川西公園 播磨町宮西1丁目地内
- 2. 2. 4017号 宮北公園 播磨町宮北3丁目地内
- 2. 2. 4018号 古田西公園 播磨町古田3丁目地内
- 2. 2. 4021号 二子北公園 播磨町二子字上松地内
- 3. 3. 401号 蓮池公園 播磨町西野添4丁目地内
- 3. 3. 402号 石ヶ池公園 播磨町北本荘4丁目地内
- 4. 4. 401号 浜田公園 播磨町本荘字西浜地内
- 4. 4. 402号 新島中央公園 播磨町新島地内
- 4. 4. 403号 大中遺跡公園 播磨町大中地内

東播都市計画緑地事業

- 2号緑地 であいのみち 播磨町上野添1丁目、上野添2丁目及び上野添3丁目地内

(2) 使用の部分

東播都市計画緑地事業

- 2号緑地 であいのみち 播磨町上野添3丁目、大中1丁目及び野添城1丁目地内



兵庫県告示第376号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神北県民局長から報告があった。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

- 商号又は名称 株式会社ハント不動産
- 代表者氏名 宮下 健治
- 事務所所在地 兵庫県川西市小花一丁目7番13号
- 免許証番号 兵庫県知事（4）第300294号
- 免許年月日 令和4年11月19日

2 処分の内容

令和8年4月10日から同年5月9日までの30日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

吉川 辰平 東京都新宿区  
 稲葉 勝美 姫路市  
 公益財団法人伊藤文化財団 神戸市灘区

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



令和9年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第7条第2項の規定により、令和9年度兵庫県立森林大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和8年4月7日

兵庫県立森林大学校長 河田尚顯

1 定員、募集方法等

| 課程             | 科           | 定員  | 募集方法               | 備考                            |
|----------------|-------------|-----|--------------------|-------------------------------|
| 森林林業専門課程       | 森づくり<br>創造科 | 20名 | ア 指定校推薦入学試験        |                               |
|                |             |     | イ 学校推薦入学試験         |                               |
|                |             |     | ウ 自己推薦入学試験(7月入試)   |                               |
|                |             |     | エ 事業体推薦入学試験(7月入試)  |                               |
|                |             |     | オ 一般入学試験(7月入試)     |                               |
|                |             |     | カ 自己推薦入学試験(12月入試)  | アからオまでの試験の合格者で定員に達しない場合に実施する。 |
|                |             |     | キ 事業体推薦入学試験(12月入試) |                               |
|                |             |     | ク 一般入学試験(12月入試)    |                               |
|                |             |     | ケ 自己推薦入学試験(3月入試)   | アからクまでの試験の合格者で定員に達しない場合に実施する。 |
|                |             |     | コ 事業体推薦入学試験(3月入試)  |                               |
| サ 一般入学試験(3月入試) |             |     |                    |                               |

2 教育期間

2 箇年

3 入学試験

(i) 指定校推薦入学試験

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試験日時          | 令和8年10月4日(日)午前11時00分から                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 試験会場          | 兵庫県立森林大学校<br>宍粟市一宮町能倉772-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 試験科目          | 面接                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 受験資格          | 次の全ての条件を満たす人<br>(7) 兵庫県（以下「県」という。）の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和9年4月1日現在）の人で、次に該当する人<br>a 兵庫県森林大学校が指定する高等学校を令和9年3月卒業見込みの人<br>(4) 次の全ての条件を満たす人<br>a 当該高等学校等の長が責任をもって推薦できる人<br>b 学業成績は、調査書の評価平均で3.2以上であること。<br>c 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人<br>d 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人                                                                                                                                                                                                            |
| 受験手続          | (7) 募集要項の請求<br>封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。<br>(4) 提出書類<br>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。<br>a 入学願書<br>b 受験票<br>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。<br>c 受験票送付用封筒<br>定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。<br>d 履歴書<br>本人自筆の上、写真を貼り付けること。<br>e 調査書<br>出身高等学校等の長が作成し、厳封したものであること。<br>f 推薦書<br>出身高等学校等の長の推薦書 |
| 提出先           | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 提出期間          | 令和8年9月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 合格発表          | 令和8年10月14日（水）午前10時に兵庫県立森林大学校正面玄関前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 受験についての問い合わせ先 | 兵庫県立森林大学校<br>電話 (0790) 72-2700                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(2) 学校推薦入学試験

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試験日時 | 令和8年10月4日(日) 午前11時00分から                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 試験会場 | 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 試験科目 | (7) 筆記試験(小論文)<br>(1) 面接試験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 受験資格 | 次の全ての条件を満たす人<br>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和9年4月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人<br>a 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した人(令和9年3月卒業見込の人を含む。)<br>(1) 次の全ての条件を満たす人<br>a 当該高等学校等の長が責任をもって推薦できる人<br>b 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であること。<br>c 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人<br>d 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人                                                                                                                                                                                                |
| 受験手続 | (7) 募集要項の請求<br>封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの)を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。<br>(1) 提出書類<br>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。<br>a 入学願書<br>b 受験票<br>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。<br>c 受験票送付用封筒<br>定型封筒(長形3号)に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。<br>d 履歴書<br>本人自筆の上、写真を貼り付けること。<br>e 調査書<br>出身高等学校等の長が作成し、厳封したものであること。<br>f 推薦書<br>出身高等学校等の長の推薦書 |
| 提出先  | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 提出期間 | 令和8年9月4日(金)から同月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)<br>午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|              |                                                                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合格発表         | 令和8年10月14日(水)午前10時に兵庫県立森林大学正面玄関前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。 |
| 受験についての問い合わせ | 兵庫県立森林大学校<br>電話 (0790) 72-2700                                                                                  |

(3) 自己推薦入学試験

| 試験日時 | 7月入試                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 12月入試                                | 3月入試                                 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和8年7月26日(日)<br>午前11時00分から           | 令和8年12月13日(日)<br>午前10時00分から          |
| 試験場所 | 兵庫県立森林大学校<br>宍粟市一宮町能倉772-1                                                                                                                                                                                                                                                             | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 |
| 試験科目 | (7) 筆記試験(小論文)<br>(4) 面接試験                                                                                                                                                                                                                                                              |                                      |                                      |
| 受験資格 | 次の全ての条件を満たす人<br>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和9年4月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人<br>a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人(令和9年3月卒業見込の人を含む。)<br>b 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる人<br>(4) 次の全ての条件を満たす人<br>a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人<br>b 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人 |                                      |                                      |

|                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                            |                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p>受験手続</p>                                                                                                | <p>(7) 募集要項の請求<br/>封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。</p> <p>(4) 提出書類<br/>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br/>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。</p> <p>a 入学願書</p> <p>b 受験票<br/>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。</p> <p>c 受験票送付用封筒<br/>定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。</p> <p>d 履歴書<br/>本人自筆の上、写真を貼り付けること。</p> <p>e 調査書等<br/>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。</p> <p>f 推薦書<br/>自己推薦書</p> |                                            |                                          |
| <p>提出先</p>                                                                                                 | <p>〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br/>兵庫県立森林大学校</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                            |                                          |
| <p>提出期間</p>                                                                                                | <p>7月入試<br/>令和8年6月26日（金）から同年7月10日（金）まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>12月入試<br/>令和8年11月13日（金）から同月27日（金）まで</p> | <p>3月入試<br/>令和9年2月12日（金）から同月26日（金）まで</p> |
| <p>※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。</p>                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                            |                                          |
| <p>合格発表</p>                                                                                                | <p>7月入試<br/>令和8年8月4日（火）<br/>午前10時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>12月入試<br/>令和8年12月22日（火）<br/>午前10時</p>   | <p>3月入試<br/>令和9年3月23日（火）<br/>午前10時</p>   |
| <p>午前10時に兵庫県立森林大学校正面玄関前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                            |                                          |
| <p>受験の問い合わせ先</p>                                                                                           | <p>兵庫県立森林大学校<br/>電話 (0790) 72-2700</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                            |                                          |

(4) 事業体推薦入学試験

| 試験日時 | 7月入試                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 12月入試                                | 3月入試                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和8年7月26日(日)<br>午前11時00分から           | 令和8年12月13日(日)<br>午前10時00分から          |
| 試験場所 | 兵庫県立森林大学校<br>宍粟市一宮町能倉772-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 |
| 試験科目 | (7) 筆記試験(小論文)<br>(4) 面接試験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                      |                                      |
| 受験資格 | <p>次の全ての条件を満たす人</p> <p>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和9年4月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人(令和9年3月卒業見込の人を含む。)</p> <p>b 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる人</p> <p>(4) 次の全ての条件を満たす人</p> <p>a 林業分野の事業体の長が責任をもって推薦できる人</p> <p>b 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人</p> <p>c 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                      |                                      |
| 受験手続 | <p>(7) 募集要項の請求<br/>封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの)を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。</p> <p>(4) 提出書類<br/>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br/>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。</p> <p>a 入学願書</p> <p>b 受験票<br/>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。</p> <p>c 受験票送付用封筒<br/>定型封筒(長形3号)に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。</p> <p>d 履歴書<br/>本人自筆の上、写真を貼り付けること。</p> <p>e 調査書等<br/>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。</p> <p>f 推薦書<br/>林業分野の事業体の長の推薦書</p> |                                      |                                      |

|             |                                                                                               |                           |                          |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 提出先         | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校                                                          |                           |                          |
| 提出期間        | 7月入試                                                                                          | 12月入試                     | 3月入試                     |
|             | 令和8年6月26日(金)から同年7月10日(金)まで                                                                    | 令和8年11月13日(金)から同月27日(金)まで | 令和9年2月12日(金)から同月26日(金)まで |
|             | ※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)                                                   |                           |                          |
| 合格発表        | 7月入試                                                                                          | 12月入試                     | 3月入試                     |
|             | 令和8年8月4日(火)<br>午前10時                                                                          | 令和8年12月22日(火)<br>午前10時    | 令和9年3月23日(火)<br>午前10時    |
|             | 兵庫県立森林大学校正面玄関前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。 |                           |                          |
| 受験についての問合せ先 | 兵庫県立森林大学校<br>電話 (0790) 72-2700                                                                |                           |                          |

(5) 一般入学試験

|      |                                                                                                                                          |                                      |                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 試験日時 | 7月入試                                                                                                                                     | 12月入試                                | 3月入試                                 |
|      | 令和8年7月26日(日)<br>午前11時00分から                                                                                                               | 令和8年12月13日(日)<br>午前10時00分から          | 令和9年3月14日(日)<br>午前10時00分から           |
| 試験場所 | 兵庫県立森林大学校<br>宍粟市一宮町能倉772-1                                                                                                               | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 | 兵庫県姫路総合庁舎<br>(職員福利センター)<br>姫路市北条1-98 |
| 試験科目 | (7) 筆記試験(小論文)<br>(1) 面接試験                                                                                                                |                                      |                                      |
| 受験資格 | 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和9年4月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人<br>a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人(令和9年3月卒業見込の人を含む。)<br>b 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる人 |                                      |                                      |

|                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                            |                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p>受験手続</p>                                                                                          | <p>(7) 募集要項の請求<br/>封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。</p> <p>(i) 提出書類<br/>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br/>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。</p> <p>a 入学願書<br/>b 受験票<br/>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。</p> <p>c 受験票送付用封筒<br/>定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。</p> <p>d 履歴書<br/>本人自筆の上、写真を貼り付けること。</p> <p>e 調査書等<br/>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。</p> |                                            |                                          |
| <p>提出先</p>                                                                                           | <p>〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br/>兵庫県立森林大学校</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                            |                                          |
| <p>提出期間</p>                                                                                          | <p>7月入試<br/>令和8年6月26日（金）から同年7月10日（金）まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>12月入試<br/>令和8年11月13日（金）から同月27日（金）まで</p> | <p>3月入試<br/>令和9年2月12日（金）から同月26日（金）まで</p> |
| <p>※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。</p>                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                            |                                          |
| <p>合格発表</p>                                                                                          | <p>7月入試<br/>令和8年8月4日（火）<br/>午前10時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>12月入試<br/>令和8年12月22日（火）<br/>午前10時</p>   | <p>3月入試<br/>令和9年3月23日（火）<br/>午前10時</p>   |
| <p>兵庫県立森林大学校正面玄関前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                            |                                          |
| <p>受験についての問合せ先</p>                                                                                   | <p>兵庫県立森林大学校<br/>電話（0790）72-2700</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                            |                                          |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フーディーズ神野店  
所在地 加古川市新神野五丁目8-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 山崎智弘   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小笹浩史   |

イ 変更後

|               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 山崎智弘   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小笹浩史   |

外1者

イ 変更後

|               |                  |        |
|---------------|------------------|--------|
| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 山崎智弘   |

外1者

4 変更年月日

令和8年2月1日

5 届出年月日

令和8年3月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年4月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波篠山市味間南字山ノ口269番1、276番1から276番3まで、277番1、277番2、278番1、278番3、279番3、279番6から279番8まで、280番、300番11  
同市味間北字山ノ口ノ坪1088番1、1089番2、1089番4、1089番8、1090番1、1091番2、1091番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
丹波篠山市味間新94番地2  
株式会社ツジハウジング 代表取締役 辻 顕憲
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年9月8日  
兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-5-2号(6丹波篠山)

## 企 業 庁 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム          | 1,685,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム          | 5,797,000キログラム |
| (3) 高機能粉末活性炭（5パーセントWET） | 601,000キログラム   |
| (4) ドライ粉末活性炭（5パーセントWET） | 604,000キログラム   |
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月13日
- 4 落札者の名称及び住所
 

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 網干産業株式会社 | 姫路市大津区吉美661番地      |
| (2) 同上       | 同上                 |
| (3) 株式会社澤野商店 | 神戸市長田区二葉町10丁目2番19号 |
| (4) 同上       | 同上                 |
- 5 落札金額
 

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 87円10銭／キログラム  | （単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
| (2) 50円90銭／キログラム  | （単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
| (3) 418円00銭／キログラム | （単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
| (4) 308円00銭／キログラム | （単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
- 6 契約の相手方を決定した手続
 

|            |  |
|------------|--|
| (1) 一般競争入札 |  |
| (2) 同上     |  |
| (3) 同上     |  |
| (4) 同上     |  |
- 7 入札公告をした日  
令和8年1月23日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年4月7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                   | 公職の種類<br>(第1号) | 届出年月日     |
|---------------------|--------|----------|------------------------------|----------------|-----------|
| 自由民主党兵庫県衆議院選挙区第十一支部 | 山田基靖   | 澤田巧      | 姫路市東延末2丁目30                  | 衆議院議員          | 令和8年1月28日 |
| 自由民主党兵庫県衆議院選挙区第八支部  | 青山繁晴   | 入間川和美    | 尼崎市昭和南通7丁目161                | 衆議院議員          | 令和8年1月27日 |
| 中道改革連合兵庫県第1区総支部     | 井坂信彦   | 万谷智昭     | 神戸市中央区八幡通4-2-14トロア神戸ビル4F     | 衆議院議員          | 令和8年1月21日 |
| 中道改革連合兵庫県第9区総支部     | 橋本慧悟   | 永江一之     | 明石市小久保5-16-2-103             | 衆議院議員          | 令和8年1月21日 |
| 中道改革連合兵庫県第10区総支部    | 隠樹圭子   | 中村義郎     | 加古川市加古川町溝之口507番地サンライズ加古川210号 | 衆議院議員          | 令和8年1月22日 |
| 中道改革連合兵庫県第7区総支部     | 岡田悟    | 阪本圭      | 西宮市津門大塚町2-20ブルビル3F           | 衆議院議員          | 令和8年1月21日 |
| 中道改革連合兵庫県第8区総支部     | 弘川欣絵   | 森保       | 尼崎市尾浜町1-28-24                | 衆議院議員          | 令和8年1月26日 |
| 中道改革連合兵庫県第4区総支部     | 中山高志   | 永江一之     | 神戸市中央区下山手通4-6-10-201         | 衆議院議員          | 令和8年1月22日 |
| 中道改革連合兵庫県第6区総支部     | 櫻井周    | 齋藤郁子     | 伊丹市西台5-1-11                  | 衆議院議員          | 令和8年1月22日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日     |
|-----------------|--------|----------|-----------------|-----------|
| 中道改革連合兵庫県第2区総支部 | 船川治郎   | 船川彩      | 神戸市兵庫区中道通1-2-10 | 令和8年1月22日 |

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                | 公職の種類(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号) | 届出年月日     |
|-----------|--------|----------|---------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| たつき会      | 中原立貴   | 中原紘子     | 神戸市中央区中山手通4-17-2セントラルビル3F | 衆議院議員      | 中原たつき<br>衆議院議員        | 令和8年1月16日 |
| 山田もとやす後援会 | 山田基靖   | 山田基靖     | 姫路市大黒老丁町83番地1503          | 衆議院議員      | 山田基靖<br>衆議院議員         | 令和8年1月23日 |

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号) | 届出年月日     |
|----------|--------|----------|-----------------|-----------------------|-----------|
| 奥田ふみよ後援会 | 山口克己   | 山口克己     | 加古川市野口町野口144-20 | 衆議院議員<br>奥田英美代        | 令和8年1月27日 |

ウ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日     |
|------------------|--------|----------|---------------------|-----------|
| ITAMINE XTWINGS  | 小山翼    | 小山翼      | 伊丹市伊丹1丁目4番2-405号    | 令和8年1月5日  |
| おおさわかずのり後援会      | 大澤一功   | 関口望      | 加古川市上荘町都台1丁目16号12番  | 令和8年1月19日 |
| 加古川からこどもの未来を考える会 | 辰巳訓子   | 辰巳訓子     | 加古川市尾上町口里815-16     | 令和8年1月26日 |
| 活力あふれる洲本の会       | 吉平敏孝   | 吉平行輝     | 洲本市本町5-2-26 3階      | 令和8年1月26日 |
| 川西イノベーションラボ      | 福西勝    | 福西恭子     | 川西市小戸1-6-12-303     | 令和8年1月27日 |
| 社会保険党            | 渡辺公仁   | 佐藤裕信     | 姫路市伊伝居116-35        | 令和8年1月15日 |
| 大好きな洲本をもっと元気に    | 福嶋大    | 福嶋大      | 洲本市桑間746-106        | 令和8年1月19日 |
| 高砂の未来を考える会       | 増田雄史   | 菊川雄太     | 高砂市阿弥陀町魚橋1114-4     | 令和8年1月9日  |
| 地域の環境を考える会       | 東山幸平   | 東山幸平     | 伊丹市鴻池二丁目12-12-A-714 | 令和8年1月9日  |
| 投石真知後援会          | 投石真知   | 榮正一      | 洲本市五色町都志米山348番地     | 令和8年1月6日  |

|                    |         |         |                                    |           |
|--------------------|---------|---------|------------------------------------|-----------|
| ピリーケン・キッド後援会       | 渡邊 伸 治  | 渡邊 久美子  | 川西市萩原台西1丁目353番地                    | 令和8年1月14日 |
| 前川和裕後援会            | 前 川 和 裕 | 森 本 謙   | 西宮市上大市1-10-15                      | 令和8年1月8日  |
| マエセンを応援する会         | 戸 川 和 也 | 小 代 薫   | 宝塚市仁川高台1丁目9番15号                    | 令和8年1月8日  |
| 増田ゆうし後援会           | 増 田 雄 史 | 菊 川 雄 太 | 高砂市阿弥陀町魚橋1114-4                    | 令和8年1月9日  |
| まち・ひと・こどもの未来を育む加古川 | 石 原 英 一 | 石 原 初 美 | 加古川市東神吉町西井ノ口253-1 ウエスト加古川シャームゾン102 | 令和8年1月26日 |
| 山田ゆかり後援会           | 山 田 ゆかり | 山 田 ゆかり | 神戸市垂水区西脇2-1-41                     | 令和8年1月15日 |
| 山本やすのりをはげます会       | 植 田 倍 次 | 芳 原 清 和 | 佐用郡佐用町佐用2899-4                     | 令和8年1月16日 |
| 湯川ひろゆき後援会          | 湯 川 寛 之 | 湯 川 嘉 子 | 神戸市中央区加納町6-3-1-503                 | 令和8年1月5日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 異動事項       | 異動内容 |                                   | 異動年月日     |
|-----------|---------|------------|------|-----------------------------------|-----------|
| 公明党兵庫県本部  | 伊 藤 孝 江 | 代表者の氏名     | 新    | 伊 藤 孝 江                           | 令和8年1月22日 |
|           |         |            | 旧    | 赤 羽 一 嘉                           |           |
| 参政党兵庫第一支部 | 三 宅 恭 平 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市灘区大和町3-2-12-607                | 令和7年12月1日 |
|           |         |            | 旧    | 神戸市中央区港島中町3丁目1-2 神戸ポートビレッジ1-1231号 |           |
|           |         | 代表者の氏名     | 新    | 三 宅 恭 平                           |           |
|           |         |            | 旧    | 原 弥 彦                             |           |
| 参政党兵庫第9支部 | 小 浜 安 代 | 代表者の氏名     | 新    | 小 浜 安 代                           | 令和8年1月7日  |
|           |         |            | 旧    | 小 寺 利 彦                           |           |
|           |         | 会計責任者の氏名   | 新    | 松 木 美 陽                           |           |
|           |         |            | 旧    | 小 浜 安 代                           |           |

|                    |      |               |   |                            |            |
|--------------------|------|---------------|---|----------------------------|------------|
| 参政党兵庫第3支部          | 山本泰子 | 主たる事務所の所在地    | 新 | 神戸市垂水区小東山本町3丁目1-1-115      | 令和8年1月15日  |
|                    |      |               | 旧 | 神戸市垂水区本多聞2丁目1-15-206       |            |
|                    |      | 代表者の氏名        | 新 | 山本泰子                       |            |
|                    |      |               | 旧 | 薦本和明                       |            |
|                    |      | 会計責任者の氏名      | 新 | 水谷篤史                       |            |
| 旧                  | 栗原幸祥 |               |   |                            |            |
| 自由民主党西宮支部          | 吉岡政和 | 代表者の氏名        | 新 | 吉岡政和                       | 令和8年1月13日  |
|                    |      |               | 旧 | 坂上明                        |            |
| 自由民主党兵庫県神戸市垂水区第三支部 | 岡田裕二 | 会計責任者の氏名      | 新 | 岡田裕二                       | 令和8年1月4日   |
|                    |      |               | 旧 | 柏木克己                       |            |
| 自由民主党兵庫県第十一選挙区支部   | 松本剛明 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          | 令和8年1月23日  |
|                    |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |            |
| 日本共産党東灘・灘・中央地区委員会  | 竹田雅洋 | 会計責任者の氏名      | 新 | 村上次郎                       | 令和8年1月20日  |
|                    |      |               | 旧 | 大野聖美                       |            |
| 日本共産党兵庫県委員会        | 松田隆彦 | 会計責任者の氏名      | 新 | 金田峰生                       | 令和7年12月25日 |
|                    |      |               | 旧 | 村上亮三                       |            |
| 立憲民主党兵庫県第9区総支部     | 永江一之 | 代表者の氏名        | 新 | 永江一之                       | 令和8年1月20日  |
|                    |      |               | 旧 | 橋本慧悟                       |            |
|                    |      | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          |            |
|                    |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |            |
| 立憲民主党兵庫県第10区総支部    | 永江一之 | 代表者の氏名        | 新 | 永江一之                       | 令和8年1月20日  |
|                    |      |               | 旧 | 隠樹圭子                       |            |
|                    |      | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          |            |
|                    |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |            |

|                |      |               |   |                            |           |
|----------------|------|---------------|---|----------------------------|-----------|
| 立憲民主党兵庫県第7区総支部 | 永江一之 | 代表者の氏名        | 新 | 永江一之                       | 令和8年1月20日 |
|                |      |               | 旧 | 岡田悟                        |           |
|                |      | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          |           |
|                |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |           |
| 立憲民主党兵庫県第8区総支部 | 永江一之 | 代表者の氏名        | 新 | 永江一之                       | 令和8年1月20日 |
|                |      |               | 旧 | 井坂信彦                       |           |
|                |      | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          |           |
|                |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |           |
| 立憲民主党兵庫県第6区総支部 | 橋本成年 | 代表者の氏名        | 新 | 橋本成年                       | 令和8年1月20日 |
|                |      |               | 旧 | 櫻井周                        |           |
|                |      | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          |           |
|                |      |               | 旧 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 |           |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称                | 代表者の氏名 | 異動事項     | 異動内容 |       | 異動年月日     |
|------------------------|--------|----------|------|-------|-----------|
| 明石・明日を語る会              | 足立有佑真  | 代表者の氏名   | 新    | 足立有佑真 | 令和8年1月27日 |
|                        |        |          | 旧    | 樟陽介   |           |
| 川崎重工労働組合播州支部政治活動委員会    | 高瀬泰雅   | 代表者の氏名   | 新    | 高瀬泰雅  | 令和7年9月19日 |
|                        |        |          | 旧    | 圓行弘幸  |           |
|                        |        | 会計責任者の氏名 | 新    | 麻生浩史  |           |
|                        |        |          | 旧    | 高瀬泰雅  |           |
| 川崎重工労働組合兵庫支部政治活動委員会    | 片山勇輝   | 会計責任者の氏名 | 新    | 田洋介   | 令和7年9月20日 |
|                        |        |          | 旧    | 小山貴充  |           |
| 川重グループ労働組合連合会政策実現推進委員会 | 多禰貴之   | 代表者の氏名   | 新    | 多禰貴之  | 令和8年1月1日  |
|                        |        |          | 旧    | 濱田圭   |           |

|           |        |            |   |                     |           |
|-----------|--------|------------|---|---------------------|-----------|
| 北川嘉明後援会   | 北川 由起子 | 代表者の氏名     | 新 | 北川 由起子              | 令和7年5月8日  |
|           |        |            | 旧 | 北川 嘉明               |           |
|           |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 北川 由起子              |           |
|           |        |            | 旧 | 北川 嘉明               |           |
| 木村ひでゆき後援会 | 木村 紗也加 | 代表者の氏名     | 新 | 木村 紗也加              | 令和8年1月23日 |
|           |        |            | 旧 | 山下 紗也加              |           |
|           |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 木村 紗也加              |           |
|           |        |            | 旧 | 平岡 敬人               |           |
| 武田ひろまさ後援会 | 武田 裕匡  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 洲本市下内膳55-5 Keiビル201 | 令和8年1月28日 |
|           |        |            | 旧 | 洲本市上内膳1177-4        |           |
| 投石真知後援会   | 雨堤 徹   | 代表者の氏名     | 新 | 雨堤 徹                | 令和8年1月9日  |
|           |        |            | 旧 | 投石 真知               |           |
|           |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 後 泰年                |           |
|           |        |            | 旧 | 榮 正一                |           |
| 西村ひでかず後援会 | 西村 秀一  | 会計責任者の氏名   | 新 | 西村 邦枝               | 令和8年1月22日 |
|           |        |            | 旧 | 森 益三                |           |
| 増山誠後援会    | 増山 誠   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市能登町14-21-102     | 令和8年1月15日 |
|           |        |            | 旧 | 西宮市菊谷町6番8号2F        |           |
| 山田みつあき後援会 | 山田 光昭  | 会計責任者の氏名   | 新 | 清水 孝則               | 令和7年10月1日 |
|           |        |            | 旧 | 藤井 郁也               |           |
| 裕政会       | 岡田 裕二  | 会計責任者の氏名   | 新 | 岡田 裕二               | 令和8年1月4日  |
|           |        |            | 旧 | 柏木 克己               |           |
| 吉岡よしひろ後援会 | 藤原 真一  | 代表者の氏名     | 新 | 藤原 真一               | 令和8年1月23日 |
|           |        |            | 旧 | 山下 皓司               |           |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|-------------------|--------|----------|
| 自由民主党兵庫県神戸市西区第一支部 | 岡島 亮介  | 令和8年1月8日 |

## (2) その他の政治団体

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名  | 解散年月日      |
|----------------------|---------|------------|
| 大前ゆうや後援会             | 大 前 裕 也 | 令和6年12月31日 |
| 上田とも子後援会             | 千 葉 裕   | 令和7年10月31日 |
| きくち憲之を励ます会           | 鍋 島 浩 一 | 令和7年12月25日 |
| 北川嘉明後援会              | 北 川 由起子 | 令和7年5月8日   |
| クボを'使い倒す'会           | 久 保 俊 雄 | 令和7年11月20日 |
| 小松茂後援会               | 古 橋 利 朗 | 令和7年12月26日 |
| 坂部武美後援会              | 西 脇 正 典 | 令和7年12月31日 |
| 清水俊博後援会              | 清 水 俊 博 | 令和7年12月31日 |
| つるの有史後援会             | 鶴 野 有 史 | 令和7年12月31日 |
| ひがなつみ兵庫県後援会          | 岡 本 浩 一 | 令和7年12月31日 |
| 松本英志後援会              | 松 本 忍   | 令和7年12月26日 |
| MELON通信ネットワーク社会活動委員会 | 末 満 大 成 | 令和7年12月31日 |
| 森田りゅうじ後援会            | 山 本 健 次 | 令和7年12月31日 |
| 吉田政義後援会              | 高 田 玄 明 | 令和7年12月31日 |
| 林直子後援会               | 林 直 子   | 令和8年1月20日  |

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消しの届出があった。

令和8年4月7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称          | 主たる事務所の所在地                         | 指定年月日     |
|-----------------------|----------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 石原 英一                 | 加古川市議会議員 | まち・ひと・こどもの未来を育む加古川 | 加古川市東神吉町西井ノ口253-1 ウエスト加古川シャーメゾン102 | 令和8年1月26日 |
| 小山 翼                  | 伊丹市議会議員  | ITAMINEXT WINGS    | 伊丹市伊丹1丁目4番2-405号                   | 令和8年1月1日  |
| 田中正剛                  | 西宮市長     | 田中まさたけサポート倶楽部      | 西宮市樫塚町3-4 Crice Nikko西宮304号        | 令和8年1月30日 |
| 中原立貴                  | 衆議院議員    | たつき会               | 神戸市中央区中山手通4-17-2 セントラルビル3F         | 令和8年1月16日 |
| 山田基靖                  | 衆議院議員    | 山田もとやす後援会          | 姫路市大黒老丁町83番地1503                   | 令和8年1月23日 |
| 湯川寛之                  | 神戸市議会議員  | 湯川ひろゆき後援会          | 神戸市中央区加納町6-3-1-503                 | 令和8年1月5日  |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容 |                 | 異動年月日     |
|------------------|-----------|------------|------|-----------------|-----------|
| 増山 誠             | 増山誠後援会    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 西宮市能登町14-21-102 | 令和8年1月15日 |
|                  |           |            | 旧    | 西宮市菊谷町6番8号2F    |           |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日      |
|------------------|-----------|------------|
| 大前 裕也            | 大前ゆうや後援会  | 令和6年12月31日 |